平成29年度改訂版

介護職員処遇改善加算の計算方法の例

広島市（地域区分5級地）にあるA通所介護事業所（通常規模型通所介護）において，

要介護度3の利用者Bさんが，サービス提供を月8回利用の場合

【基本サービス費】

●　所要時間6時間　（780単位）

【加算・減算】

　　●　入浴介助加算　（50単位）

　　●　同一建物減算　（94単位）

【介護職員処遇改善加算】

　　●　5.9％　[加算Ⅰの場合]

【介護職員処遇改善加算の単位数】[加算Ⅰの場合]

　（780単位＋50単位－94単位）×　8回　＝　736単位　×　8回

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＝　5,888単位 ⇒　1月あたりの総単位数

5,888単位 × 5.9％ ＝　347.392

　　　　　　　　　　　　　＝　347単位（1単位未満の端数は四捨五入）

＜以下参考＞

[加算Ⅱの場合]　5,888単位 × 4.3％　＝ 253.184 ＝ 253単位

[加算Ⅲの場合] 5,888単位 × 2.3％　＝ 135.424 ＝ 135単位

[加算Ⅳの場合]　135単位（加算Ⅲ）　×　0.9　＝　121.5　＝　122単位

[加算Ⅴの場合]　135単位（加算Ⅲ）　×　0.8　＝　108　＝　108単位

【介護報酬総額】[加算Ⅰの場合]

　5,888単位　＋　347単位　＝　6,235単位

　6,235単位　×　10.45（地域区分5級地の通所介護）　＝　65,155.75円

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＝65,155円（1円未満の端数切捨て）

〇保険請求額

65,155　×　90％　＝　58,639.5円

　　　　　　　　　　　＝　58,639円（1円未満の端数切捨て）

〇利用者負担額

　　介護報酬総額(65,155)　－　保険請求額（58,639）　＝　6,516円